

中小企業デジタル化導入支援事業費補助金Q&A

秋田県産業労働部商業貿易課
令和8年2月

《補助対象者について》

：秋田県内に事業拠点を有し、かつ秋田県内で1年以上事業実績がある中小企業者

Q1 応募できる業種・法人格に制限はあるか？

A1

①「中小企業者等経営強化法」（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する「中小企業者」に限り応募できます。

- ・下記の資本金の額又は従業員の数いずれかを満たす会社及び個人
- ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等、政令で定める者

主たる事業を営んでいる業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

②「中小企業デジタル化導入支援事業費補助金実施要領」別表1に掲げる業種及び製造業は応募できません。

Q2 国・県などが出資している企業及び第三セクターは補助対象事業者となるか。

A2

補助対象事業者にはなりません。

Q3 応募企業1社（個人事業者1人）につき、複数の事業を応募してよいか。

A3

応募企業1社（個人事業者1人）につき、1件のみの応募とします。複数店

舗を営業している事業者は、1つの申請にまとめて記載するようにしてください。

Q 4 a社の親会社b社は大企業ではないが、b社が大企業c社の子会社であってみなし大企業に該当する場合、a社は応募可能か。

A 4

当制度では、大企業の子会社であるみなし大企業は、文字通り大企業と同等とみなすものであるため、みなし大企業の子会社もまたみなし大企業として取り扱います。設問に即していうと、b社は、大企業c社の子会社でみなし大企業であり、b社自体が大企業と同等と認められますので、その子会社のa社もみなし大企業となります。したがってa社は応募できません。

Q 5 子会社がある場合、従業員数には子会社の従業員も含めるか。

A 5

含めません。応募する事業者の従業員数のみを対象とします。

Q 6 パート・アルバイト・派遣社員は従業員に含まれるか。

A 6

以下の者を除き、従業員に含みます。

- ①日々雇い入れる者（ただし、1か月以上継続して雇う場合は従業員に含む）
- ②2か月以内の期間を定めて使用される者
- ③季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- ④試の使用期間中の者（ただし、14日以内に限る）

Q 7 本社が秋田県外にあるが、対象となるか。

A 7

本社所在地が秋田県外であっても、秋田県内に事業所がある場合は対象となります。

Q 8 これから創業しようとする者も応募可能か。

A 8

当制度の補助対象事業者は、「県内において1年以上の事業実績があること」が要件ですので、これから創業しようとする方は応募できません。

《補助対象事業について》

Q 9 どのような事業が対象になるか。

A 9

クラウドサービス^{注1}等を利用して業務効率化や生産性向上を図ろうとする事業が対象となります。

注1：SaaS（Software as a Service）等のインターネット経由で利用できるサービス形態を指す。

Q10 どのようなクラウドサービスが対象になるか。

A10

例えば会計、人事・給与管理、顧客管理、販売管理などの業務サービスや、グループウェア、ビジネスチャット、業務自動化（RPA）、セルフオーダーシステム、ネット注文システムなどの汎用サービスが対象になります。

Q11 ソフトウェア費用は、一括払いでも良いか。また、一括払いの場合は事業期間外の費用も含めて支払っても良いか。

A11

事業期間内に支払うものであれば、一括払いでも構いません。また、事業期間外の費用もまとめて支払っても構いませんが、事業期間外の費用については補助対象外となります。事業期間内と事業期間外の費用が不明確な場合は、補助対象外となります。

Q12 サービス利用にあたり導入するセキュリティソフトの経費は対象となるか。

A12

クラウドサービスの利用やネットワーク整備に伴い必要と認められる場合は導入初期費用として対象となります。

Q13 パソコンやタブレット等ハードウェアの購入は対象となるか。

A13

ソフトウェアと組み合わせて専ら事業に使用する場合に限り、ハードウェア・周辺機器の導入についても補助対象となります。

Q14 既に利用しているクラウドサービスの追加購入やグレードアップに係る費用は補助対象になるのか。

A14

既に利用しているクラウドサービス等の増強によって業務効率化や生産性向上、働き方改革の促進が大きく図られると認められる場合は、補助対象となります。

Q15 サービスの解約料は補助対象になるのか。

A15

サービスの解約料については補助対象になりません。

Q16 ホームページやアプリ制作、コンテンツ配信システムは、対象となるか。

A16

主目的が業務効率化ではないものは、補助対象外となります。したがって、広告宣伝やコンテンツ制作を主目的とするホームページやアプリ制作、コンテンツ配信システムは対象外となります。

Q17 売上原価に該当するものは対象となるか。

A17

売上原価に該当するものは補助対象外となります。例えば、ITツールの月額利用料に本来顧客が負担すべき決済手数料が含まれている場合や、他社製品をそのまま自社ブランドとして販売する場合などは補助対象外となります。

Q18 補助金申請にかかる代行やコンサルティング費用は、対象となるか。

A18

補助金申請にかかる代行やコンサルティング費用は対象外となります。ただし、ITツールの導入にかかるコンサルティング費用については、対象となる場合があります。

Q19 中古品は対象となるか。

A19

中古品は対象外となります。

Q20 見積書は、Webサイトの画面キャプチャでも良いか。

A20

基本的には、業者からの見積書としてください。ただし、見積書の発行が難しい場合は、Webサイトの画面キャプチャ等でも構いません。その場合は、そのページのURLを合わせてお知らせください。

Q21 他の補助金との併用は可能か。

A21

原則、同じ事業について、国又は市町村の補助金や、県の他の補助金と併用することはできません。両方に採択された場合は、どちらかを辞退していただ

くこととなります。

ただし、市町村の補助金において、本補助金との併用が認められている場合はこの限りではありません。併用する際は、市町村及び秋田県産業労働部商業貿易課へ確認するようにしてください。

Q22 県外の支店や工場等に設置・納品するものは対象となるか。

A22

対象となりません。秋田県内にある事務所等の設備を更新する場合のみ対象となります。

Q23 個人（フリマやオークション等）から購入したものは対象となるか。

A23

対象となりません。

Q24 親会社と子会社間での売買行為は対象となるか。

A24

対象となりません。

Q25 自社製品は対象となるか。

A25

対象となりません。

Q26 海外からの輸入品購入は対象となるか。

A26

対象となります。ただし、外国語で記載された書類等には日本語訳を添付してください。

Q27 保険料は対象となるか。

A27

対象となりません。

Q28 リースやサブスクリプションは対象となるか。

A28

サービス利用料として費用を確認できる場合は対象となります。

Q29 参考見積書内に対象経費と対象外経費が混在している場合はどうすればいいか。

A29

原則、参考見積書に対象外経費が掲載されていないものをご提出ください。どうしても分けられない事情がある場合は、対象経費と対象外経費を明確に区分できる場合に限り、対象経費については対象となります。

Q30 発注先への支払に係る手数料は対象となるか。

A30

対象となりません。なお、実績報告に必要となるため、支払は事業用の口座から銀行振込により支払を行ってください。

《補助対象期間について》：交付決定日から令和9年2月28日まで

Q31 今回応募して、採択となった場合、いつから補助対象事業は開始できるか。

A31

補助対象となる事業の開始は、交付決定日以降となりますが、募集以降のスケジュールは、概ね次のとおりを想定しています。

〔募集〕 3月9日（月）～4月30日（木）※締切日午後5時必着

〔審査会〕 6月上旬

〔補助金交付決定〕 6月末（予定）

したがって、補助対象事業の開始は6月末頃以降となります。

Q32 令和9年2月28日までに納品されたものが補助対象となるのか。

A32

令和9年2月28日までに、納品・支払等に加え、事業報告書の提出も完了しなければ補助対象となりません。

《その他》

Q33 交付申請時に予定していた導入設備等と異なる設備等を導入することは可能か。

A33

当初予定していた設備等が導入できない場合など、やむを得ない事情が生じた場合は対象となる可能性があります。ただし、必ず事前にご相談ください。

Q34 応募にあたり、注意すべき点は何か。

A34

応募する際は次の書類を提出する必要があります。

No	様式番号	書類名
1	様式第1号	補助事業等交付申請書
2	様式第2号	事業計画書
3	様式第3号	誓約書
4	様式第4号	支援機関確認書
5	—	対象経費の積算根拠となる参考見積書
6	—	県税の納税証明書
7	—	導入予定設備の仕様書、カタログ等

応募事業者の事業計画について、支援機関から事業計画の妥当性の確認や助言等を行ってもらい、応募から事業完了まで伴走支援してもらうこととしていることから、応募書には、支援機関が作成した「支援機関確認書（中小企業デジタル化導入支援事業）」（様式第4号）を添付する必要がありますので、事前に支援機関に相談してください。なお、当制度での「支援機関」とは、県内に支店・営業所を持つ金融機関及び県内の商工団体とし、国が認定している「認定支援機関」とは異なりますのでご注意ください。

Q35 加点要件の女性の活躍推進等に資する認定及び表彰というのはどういったものが対象となるか。

A35

対象事業者が自社の女性従業員の活躍推進等に資する取組をしており、その実績に対して国や県、市町村から認定又は表彰を受けているものを対象とします。計画や宣言といったものは加点の対象となりません。

例) 国：えるぼし（女性活躍推進法）、くるみん（次世代育成支援対策推進法）

県：秋田県女性の活躍推進企業表彰、出会い・結婚応援企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、えるぼしチャレンジ等

Q36 交付決定となった場合、実績報告の際にどのような書類を提出することになるか。

A36

原則として次の書類を提出することとなります。

No.	様式番号	書類名
1	様式10号	補助事業等実績報告書
2	様式第6号	事業実績書

3	様式第11号	収支精算書
4	様式第8号	取得財産等管理台帳（税抜単価50万円以上のもの）
5	—	証憑書類として支払を証明する銀行振込の利用明細等
6	—	<p>導入後の写真</p> <p>※原則として、導入した全ての機器やソフトウェア等がわかる写真が必要です。</p> <p>ソフトウェアについては、導入されていることが分かるもの（PCデスクトップのプリントスクリーン等）をご提出ください。</p>